

# 第 1 税 制

# 1 平成26年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生に向け、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずるとともに、税制抜本改革を着実に実施するための税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文											
個人の県民税	肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の延長	肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、その適用期限を平成30年度まで延長することとした。	法附6①	条附5①										
	土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置の非適用の延長	短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例について、その適用停止措置の期限を平成28年度末まで延長することとした。	法附33の3④	条附9の3④										
	土地等の長期譲渡所得に係る特例措置の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を平成29年度分の個人の県民税まで3年延長することとした。	法附34の2②②	条附10の2②②										
法人の県民税	法人県民税法人税割の税率の引き下げ	地方法人税（国税）の創設に伴い、法人県民税法人税割の税率を4.0%（標準税率3.2%）に引き下げることとした。	法51	条31及び条附17										
法人の事業税	法人事業税の税率の引き上げ	<p>地方法人税（国税）の創設による地方法人特別税（国税）の規模縮小に伴い、法人事業税の税率を次のとおり引き上げることとした。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の税率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円超800万円以下の部分</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円超の部分</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得</td> <td>4.3%</td> </tr> </table> <p>(2) 資本金1億円以下の普通法人の税率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>3.4%</td> </tr> </table>	所得のうち年400万円以下の部分	2.2%	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	3.2%	所得のうち年800万円超の部分	4.3%	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	4.3%	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	地方法人特別税等に関する暫定措置法2	条附6の2②②
所得のうち年400万円以下の部分	2.2%													
所得のうち年400万円超800万円以下の部分	3.2%													
所得のうち年800万円超の部分	4.3%													
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	4.3%													
所得のうち年400万円以下の部分	3.4%													

1 平成26年度の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">所得のうち年400万円超800万円以下の部分</td> <td style="width: 30%;">5. 1%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円超の部分</td> <td>6. 7%</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得</td> <td>6. 7%</td> </tr> </table> <p>(3) 特別法人の税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">所得のうち年400万円以下の部分</td> <td style="width: 30%;">3. 4%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円超の部分</td> <td>4. 6%</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得</td> <td>4. 6%</td> </tr> </table> <p>(4) 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">収入金額</td> <td style="width: 30%;">0. 9%</td> </tr> </table>	所得のうち年400万円超800万円以下の部分	5. 1%	所得のうち年800万円超の部分	6. 7%	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	6. 7%	所得のうち年400万円以下の部分	3. 4%	所得のうち年400万円超の部分	4. 6%	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	4. 6%	収入金額	0. 9%		
所得のうち年400万円超800万円以下の部分	5. 1%																	
所得のうち年800万円超の部分	6. 7%																	
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	6. 7%																	
所得のうち年400万円以下の部分	3. 4%																	
所得のうち年400万円超の部分	4. 6%																	
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金1,000万円以上の法人又は清算所得	4. 6%																	
収入金額	0. 9%																	
不動産取得税	<p>税額を減額する特例措置の創設</p> <p>納税義務の免除の対象の見直し</p> <p>課税標準の特例措置等の延長</p>	<p>個人が新耐震基準に適合しない既存住宅の取得後6月以内に耐震改修工事を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。</p> <p>農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした。</p> <p>次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。</p> <p>(1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置</p> <p>(2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置</p> <p>(3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のた</p>	<p>法73の27の2</p> <p>法73の27の6</p> <p>法附10の2①</p> <p>法附10の2②</p> <p>法附11②</p>	<p>条58の2</p> <p>条58の6</p> <p>条附6の3①</p> <p>条附6の3②</p> <p>条附7②</p>														

税 制 改 正 ( 続 き )

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
	課税標準の特例措置の廃止	<p>めに使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法の規定による清算金により取得された代替不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。</p>	法附111⑩  法73の14⑩	条附7⑩  条53⑩
自動車取得税	<p>税率の引き下げ</p> <p>低燃費車及び低公害車等(新車に限る)に係る税率軽減措置の拡充</p> <p>代替自動車の取得に係る納税義務免除措置等の</p>	<p>平成26年4月1日以後に取得される自動車に対して課する自動車取得税の税率を次のとおり引き下げることとした。</p> <p>(1) 自家用の自動車(軽自動車を除く) 3%(改正前5%) (2) 営業用の自動車及び軽自動車 2%(改正前3%)</p> <p>平成26年4月1日以後に新車新規登録等を受ける自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、その取得が平成27年3月31日までに行われた場合に限り、次のとおり特例措置を拡充することとした。</p> <p>(1) 次に掲げる自動車の取得について、税率を80%(改正前75%)軽減する。</p> <p>ア 「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い乗用車及び車両総重量が2.5トン以下のバス・トラック等</p> <p>イ 「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良い車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス・トラック等</p> <p>ウ 平成21年排出ガス規制に適合し平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の取得について、税率を60%(改正前50%)軽減する。</p> <p>ア 「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準を満たす乗用車及び車両総重量が2.5トン以下のバス・トラック等</p> <p>イ 「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準を満たす車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス・トラック等</p> <p>ウ 平成21年度排出ガス規制に適合し平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良い車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等</p> <p>自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車が取得された場合においては自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収し</p>	法附12の2の3  法附12の2の3	条附12の2の2  条附12の2の2
			法附52	条附23

## 1 平成26年度の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
	延長	た場合においては当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。		
自動車税	<p>グリーン化特例の見直し</p> <p>代替自動車の取得に係る特例措置等の延長</p>	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、次のとおり見直しを行うこととした。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車 平成26年度及び平成27年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。 ア 電気自動車（燃料電池車を含む。）、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成21年度排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）及び「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能が良い自動車（平成32年度燃費基準を満たすものに限る。） 税率のおおむね75%を軽減 イ 「☆☆☆☆」で平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能が良い自動車（75%軽減に該当するものを除く。） 税率のおおむね50%を軽減</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車 平成26年度及び平成27年度に新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを燃料とするハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以降、税率のおおむね15%（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては、おおむね10%）を重課する特例措置を講ずることとした。 ア ガソリン自動車又はLPG自動車等新車新規登録から13年を超えたもの イ ディーゼル自動車その他のアに該当するもの以外の自動車等新車新規登録から11年を超えたもの</p> <p>自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車が取得された場合においてはそれぞれ次に定める年度分の自動車税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置を講ずることとした。 (1)平成25年度に取得したもの 平成26年度分 (2)平成26年度に取得したもの 平成26年度分及び平成27年度分</p>	法附12の3	条附13
			法附54	条附25

## 税 制 改 正 ( 続 き )

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
		(3)平成27年度に取得したもの 平成27年度分及び平成28年度分		
鉱区税		鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。	法178	条86

(岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の制定)

消防団員の減少に歯止めをかけ、円滑かつ安定的な消防団活動を確保することを目的に、消防団活動に協力する事業所を支援するための事業税の課税の特例を次のように定めることとした。

### 1 要件

基準日(※)において次の(1)から(3)までの要件を満たし、知事の認定を受けた法人(資本金若しくは出資金が1億円以下であるものに限る。)又は個人

- (1) 県内の全ての事務所及び事業所が消防団協力事業所表示制度に基づく消防団協力事業所表示証の交付を受けていること。
- (2) (1)に該当する事務所又は事業所に勤務する当該法人の常勤役員及び使用人(一定の者に限る。以下同じ。)又は当該個人及びその使用人のうち、消防団員である者の数が1人以上であること。
- (3) 県内の全ての事務所及び事業所において、消防団員が消防団活動を行うことにより、賃金、労働時間その他の労働条件について不利益な取扱いを受けることがないことを就業規則等に規定していること。

※法人：各事業年度終了の日、個人：平成28年12月31日及び平成29年12月31日

### 2 内容

事業税の税額から当該税額の2分の1に相当する額(上限額100万円(消防団加入割合が10分の1以上である法人又は個人として知事の認定を受けたものにあつては、200万円))を控除する。

### 3 対象期間

- 法人 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに終了する各事業年度の所得又は収入  
 個人 平成28年及び平成29年中の所得

(平成28年4月1日施行)

## 2 平成26年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割 ○賦課期日 1月1日	1 個人 (1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されています。(平成26年度～平成35年度) (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2) 所得割 100分の4	1 個人 賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ	
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割	2 法人 (1) 均等割 ・公共法人 <sup>(※1)</sup> 及び公益法人等 <sup>(※2)</sup> のうち、均等割を課すことができないもの以外のもの <sup>(※3)</sup> ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円 (※1) 法人税法別表第1に規定するものをいう。 (※2) 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 (※3) 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。 (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額) (2) 法人税割 法人税額の100分の5[100分の3.2] <sup>(※1)</sup> (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の5.8[100分の4] <sup>(※1)</sup> (※1) [ ]内の税率はH26.10.1以降に開始する事業年度に適用	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

準、税率、納期一覧

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成25年中における事業の所得及び平成25年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 (4)に掲げるものを除く。 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～9月1日 2期 11月1日～12月1日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 <sup>※3</sup> (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。) ※1 [ ]内の税率はH26.10.1以降に開始する事業年度に適用。 ※2 外形標準課税法人についてはH27.4.1以降に開始する事業年度より税率が改正されています。	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.7[100分の0.9] <sup>※1</sup> (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の2.7[100分の3.4] <sup>※1</sup> 年400万円を超える金額及び 清算所得 <sup>※3</sup> 100分の3.6[100分の4.6] <sup>※1</sup> イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の0.48 <sup>※2</sup> 資本金等の額の100分の0.2 <sup>※2</sup>	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

## 2 平成26年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
	<p>※3平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。</p>	<p>所得のうち 年400万円以下の金額 100分の1.5[100分の2.2] ※1,2 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の2.2[100分の3.2] ※1,2 年800万円を超える金額及び清算所得※3 100分の2.9[100分の4.3] ※1,2</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の2.7[100分の3.4] ※1 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の4.0[100分の5.1] ※1 年800万円を超える金額及び清算所得※3 100分の5.3[100分の6.7] ※1</p> <p>ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の3.6[100分の4.6] ※1、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の2.9[100分の4.3] ※1,2、その他の法人にあつては100分の5.3[100分の6.7] ※1</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>		
<p>(参考) 地方法 人特別 税 (国税)</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割 ※1[ ]内の税率はH26.10.1以降に開始する事業年度に適用。 ※2外形標準課税法人についてはH27.4.1以降に開始する事業年度より税率が改正されています。</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の148[100分の67.4] ※1,2 イ その他の所得課税法人 法人事業税所得割の100分の81[100分の43.2] ※1 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の81[100分の43.2] ※1</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>	<p>法人事業税の納付と併せて行う。</p>	

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要												
<p>不動産 取得税</p>	<p>取得時の不動産の価格 ○新築特例適用住宅取得 特例控除 延床面積が50㎡以上 240㎡以下（一戸建以外 の貸家住宅は40㎡以上2 40㎡以下）の住宅につ いては、1戸につき1,200 万円を価格から控除（当 該住宅が認定長期優良 住宅である場合は、1戸 につき1,300万円を価格 から控除（平成21年6月 4日から平成28年3月 31日までの取得に限る） ） ○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要 件に該当するものにつ いて以下の額を価格か ら控除</p> <table border="1" data-bbox="252 1003 549 1335"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円	昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円	昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円	平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円	平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から平 成27年3月31日までの間の土地及び 住宅の取得については100分の3、平 成18年4月1日から平成20年3月31 日までの間の住宅以外の家屋につ いては100分の3.5、平成20年4月1日 以降の住宅以外の家屋については 100分の4 ○土地を取得した日から3年以内に 当該土地の上に一定の住宅を新築 し、又は当該土地を取得した日前 1年の期間内に当該土地の上に一 定の住宅を新築していた場合は、 当該土地の取得に対して課する税 額から150万円あるいは土地1㎡ 当たりの価格に住宅の床面積の2 倍（200㎡が限度）を乗じた金額の いずれか多い額に税率を乗じて得 た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額															
昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円															
昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円															
昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円															
平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円															
平 9. 4. 1～	1,200万円															

## 2 平成26年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																
自動車 取得税	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	軽自動車及び営業用自動車 100分の2 自家用自動車 100分の3  ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、最新自動車排出ガス規制適合車など一定の低公害車及び低燃費車（最新排出ガス規制値及び燃費基準より、一定以上性能が良い自動車に限る）については非課税や軽減措置を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（ASV）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき411円)	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	消費税額の63分の17 (消費税率換算1.7%)	賦課徴収は、(譲渡割については当分の間)国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

## 準、税率、納期一覧（続き）

税目	税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>前月分を毎月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1)前月分を毎月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2)当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3)当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 平成26年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要	
自動車 税	自動車 ○ 賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務の発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	(1台につき年額)	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日		
	(単位：百円)				
自 動 車 の 区 分					
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下		295	75	
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下		345	85	
	〃 1.5ℓ〃 2ℓ〃		395	95	
	〃 2ℓ〃 2.5ℓ〃		450	138	
	〃 2.5ℓ〃 3ℓ〃		510	157	
	〃 3ℓ〃 3.5ℓ〃		580	179	
	〃 3.5ℓ〃 4ℓ〃		665	205	
	〃 4ℓ〃 4.5ℓ〃		765	236	
	〃 4.5ℓ〃 6ℓ〃		880	272	
	〃 6ℓ〃		1,110	407	
貨 客 兼 用 車	最大積載量 1t以下	総排気量 1ℓ以下	132	102	
	〃	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	143	112	
	〃	〃 1.5ℓ超	160	128	
	1t超	〃 1ℓ以下	167	127	
	2t以下	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	178	137	
〃	〃 1.5ℓ超	195	153		
ト ラ ック	最大積載量 1t以下		80	65	
	〃 1t超 2t以下		115	90	
	〃 2t〃 3t〃		160	120	
	〃 3t〃 4t〃		205	150	
	〃 4t〃 5t〃		255	185	
	〃 5t〃 6t〃		300	220	
	〃 6t〃 7t〃		350	255	
	〃 7t〃 8t〃		405	295	
	〃 8t〃 1t増すごとに右の金額を加算した額		63	47	
	けん引車	小型車に属するもの	102	75	
〃	普通車 〃	206	151		
被けん引車	小型車 〃	53	39		
	普通車に属する最大積載量 8t以下	102	75		
	普通車に属する最大積載量 8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額	51	38		
バ ス	乗車定員 30人以下		120		
	〃 30人超 40人以下		145		
	〃 40人〃 50人〃		175		
	〃 50人〃 60人〃		200		
	〃 60人〃 70人〃		225		
	〃 70人〃 80人〃		255		
	〃 80人超		290		
	そ の 他	〃 30人以下		330	265
		〃 30人超 40人以下		410	320
		〃 40人〃 50人〃		490	380
〃 50人〃 60人〃			570	440	
〃 60人〃 70人〃			655	505	
〃 70人〃 80人〃			740	570	
〃 80人超		830	640		
三 輪	小型自動車		60	45	
〃	けん引車・被けん引車		53	39	
固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日		

(注) ローターエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																									
鉦区税	鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 ○ 賦課期日4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務の発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。	1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区（面積100アールごとに年額） 試掘鉦区 200円 採掘鉦区 400円 （石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区については上記の3分の2の税率） 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																										
狩猟税	狩猟者の登録 ○ 賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">網猟免許 わな猟免許</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者… 上記税率の4分の1                  2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者… 上記税率の4分の3                  3. 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録を受ける者… 通常の2分の1                  4. 対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録を受ける者… 通常の税率の2分の1</p>	区分		税率	第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	①都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	5,500円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円	
区分		税率																											
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																											
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																											
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円																										
		上記に該当しない人	16,500円																										
網猟免許 わな猟免許	①都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																											
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	5,500円																											
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円																										
		上記に該当しない人	8,200円																										
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円																											

## 2 平成26年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	